

平成 15 年 11 月 14 日制定
平成 18 年 9 月 21 日改訂
平成 23 年 11 月 22 日改訂
平成 27 年 5 月 21 日改訂

日本データベース学会規程 事業の「共催・協賛・後援」に関する規程

日本データベース学会

第 1 条 (総則)

本会定款第 4 条は「本会は、データベース、メディアコンテンツ、情報マネジメント、ソーシャルコンピューティングに関する人材の育成と科学・技術の振興をはかり、(社)情報処理学会データベースシステム研究会、(社)電子情報通信学会データ工学研究専門委員会、ACM SIGMOD 日本支部と連携しつつ、フットワーク軽く、産学連携、国際的ビジビリティの向上、新学術領域の開拓においてイニシアティブをとり積極的に国内外にメッセージを発信し、学術、文化、産業、ならびに社会の発展に寄与することを目的とする。」と謳っている。また第 5 条第 5 項では「その他目的を達成するために必要な事業」を行うと謳っている。したがって、本会の設立趣旨に賛同して会員となった者が企画する事業、あるいは非会員が企画する事業で、本会へ連携を申請してきた事業に対して適切に対処することが必要である。本規程はそれを定めるものである。

第 2 条 (連携の種類及び表記)

本会は申請された事業との連携を承諾するか、承諾しないかの二者択一を行う。承諾する場合、「共催 (sponsored by)」、「協賛 (in cooperation with)」、「後援 (supported by)」のいずれかとする。一般に、共催は事業に対する総務・財政の責任分担を伴う。協賛はそのような責任を負わないが醸金することがある。後援はそれらのいずれも行わない連携をいう。

第 3 条 (連携の否認承諾)

連携を申請してくる者には、本会に準ずる学会、官公庁、組合、企業等が考えられる。収益のみを目的としていると判断される事業に対しては、いずれの者とも連携を承諾しない。

第 4 条 (企業との連携)

企業が行う集会・セミナー・見学会等の事業は本来販売促進と係るものと認識されるが、その事業が本規程第 5 条を満たす場合には、その事業への連携を申請してきた者が企業であるからという理由で申請を承諾しないことはない。

第 5 条 (連携を承諾できる事業)

本会が連携を承諾できる事業は次の項目を満たしていなければならない。

- (1) 連携を申請している事業が、本会の産学連携推進に資すると判断できる内容や提案を含んでいること。
- (2) 連携を申請している事業が、データベース関連技術に関して本会会員への普及・啓蒙活動に寄与できるものであり、したがって企業への公平性を損なわないと判断できる内容や提案を含んでいること。
- (3) 連携を申請している事業が、一般に公開されていること。
- (4) 連携を申請している事業が、入場料や受講料等を課す場合には、連携することによって本会会員に可能な限り優遇措置がとられること。

第6条 (連携の承諾)

連携の承諾ならびに連携の種類は本会理事会の所掌事項とする。審議は原則として申請受付後の直近の理事会で行う。審議は厳正、中立、公平、迅速を旨とする。審議の過程で申請書以外の書類等の提出を求める場合もある。審査結果は速やかに申請者に通知する。

第7条 (連携の周知)

連携を承諾した事業は、その要旨を本会メーリングリスト(dbjapan@dbsj.org) ならびに本会ホームページ(<http://www.dbsj.org>)で会告する。

第8条 (連携の申請)

連携を申請する者は、企業にあつては本会維持会員でなければならない。

2. 申請は次のように行うこと。

- (1) 事業「共催・協賛・後援」申請書(以下、申請書という)を作成して、電子メールで本会事務局(dbsj-office@dbsj.org)に送付すること。
- (2) 申請書は、別紙様式1を使用すること。

3. 次の各項のいずれかに該当する場合には、それらを申請書に記載すること。

- (1) 事業内容の一部を本会論文誌「日本データベース学会論文誌 (DBSJ Journal)」へインダストリアルペーパーとして投稿でき、会員に資すると考えられる内容を含む場合。
- (2) 事業の開催会場で本会用のブースやカウンタを設置できて、本会の活動を周知したり、事業参加者から会員を募ることができるように準備できる場合。
- (3) 本会と共同して事業の一部を企画しようとしている場合。
- (4) その他、本会および本会会員に有益と考えられる事柄がある場合。

第9条 (終了報告)

連携を承諾した事業が終了した場合、申請者は速やかに終了報告書を電子メールで本会事務局(dbsj-office@dbsj.org)に提出しなければならない。終了報告書は、別紙様式2を使用すること。

以上

別紙様式 1

年 月 日申請

日本データベース学会 会長
殿

事業「共催・協賛・後援」申請書

申請団体／ 申請者		
申請責任者	氏名（ふりがな）	
	所在地	〒
	所属	
	電話	
	F A X	
	電子メール	
申請事業		
連携の種類	共催（sponsored by） 協賛（in cooperation with） 後援（supported by） （不要なものを消去）	
申請事業の 内容	（企画書があればそれを添付ファイルとしてもよい。）	
申請事業の プログラムの 概要	（ホームページで閲覧できるのであれば、その http アドレスを記載してもよい）	
本会に連携 を申請する ことの目 的・意義		
その他, 特筆 事項(本会共 催・協賛・後 援規程第 8 条 3 項に該 当する事項)		

※ 枠の大きさは絶対的なものではありません。

※ 枠内に書き込むよりは、添付した方がよいと考えられる書類等は添付（ファイル）してください。

※ 申請が共催である場合には、一般に事業に対する総務・財政の責任分担を伴いますので、別途必要書類の提出が求められる場合があります。（詳細は事務局に問合せのこと）

日本データベース学会 会長
殿

事業「共催・協賛・後援」終了報告書

報告団体／ 報告者		
報告責任者	氏名（ふりがな）	
	所在地	〒
	所属	
	電話	
	F A X	
	電子メール	
報告事業		
連携の種類	共催（sponsored by） 協賛（in cooperation with） 後援（supported by） （不要なものを消去）	
報告事業の 内容	（報告書があればそれを物理的あるいは電子的に添付してもよい。）	
その他特筆 事項があれば記入		

※ 枠の大きさは絶対的なものではありません。

※ 連携が共催である場合には、一般に事業に対する総務・財政の責任分担を伴いますので、別途必要書類の提出が求められる場合があります。（詳細は事務局に問合せのこと）